

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法施行規則第 200 条に定める書面)

令和 5 年 6 月 3 0 日

株式会社内田洋行

会社法施行規則第 200 条に規定する吸収合併存続会社の事後開示事項

1. 吸収合併が効力を生じた日

令和 5 年 6 月 3 0 日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条及び第 787 条の規定、並びに同法第 789 条の規定による手続の経過

- (1) スマートインサイト株式会社において、会社法第 784 条の 2 の規定に基づく株主からの請求はありませんでした。
- (2) スマートインサイト株式会社において、会社法第 785 条の規定により株式の買取請求をされた株主はありませんでした。
- (3) スマートインサイト株式会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続はありませんでした。
- (4) スマートインサイト株式会社は、会社法第 789 条の規定に基づき、同条第 2 項各号に掲げる事項を令和 5 年 5 月 1 2 日付の官報に公告し、かつ令和 5 年 5 月 1 2 日付で知れたる債権者に対し各別に催告いたしましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

- (1) 当社において、会社法第 796 条の 2 規定に基づく株主からの請求はありませんでした。
- (2) 当社において、会社法第 797 条の規定により株式の買取請求をされた株主はありませんでした。
- (3) 当社は、会社法第 799 条の規定に基づき、同条第 2 項各号に掲げる事項を令和 5 年 5 月 1 2 日付の官報に公告し、併せて同条第 3 項および当社の定款規定に基づき、電子公告による方法で公告いたしましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から継承した重要な権利義務に関する事項

当社は、スマートインサイト株式会社の権利義務一切を引き継ぎましたが、特段の重要事項はありません。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおり。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

令和 5 年 6 月 3 0 日付で本件吸収合併による変更登記申請を行いました。

7. 前各号のほか、本件吸収合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以 上

本書は、原本に相違ないことを証明します。

令和5年6月30日

東京都中央区新川二丁目4番7号

株式会社内田洋行

代表取締役 大久保 昇



吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項に定める書面)

令和 5 年 5 月 1 2 日

スマートインサイト株式会社

**当社と株式会社内田洋行との吸収合併に関する
会社法第 782 条第 1 項に基づく備置書類**

東京都千代田区岩本町二丁目 1 1 番 2 号
スマートインサイト株式会社
代表取締役 町田 潔

1. 合併契約書

別紙のとおり、令和 5 年 5 月 1 0 日付で、合併契約書を締結いたしました。

2. 会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号に定める会社法第 749 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項

当社は吸収合併存続会社（株式会社内田洋行）の完全子会社であるため、本吸収合併による吸収合併消滅会社の株主に対する合併存続会社の株式又は株式に代わる金銭等の交付はございません。

3. 会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号に定める合併対価について参考となるべき事項（同条第 4 項）

無対価であるため、ありません。

4. 会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号に定める会社法第 749 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項について定めがないことの相当性に関する事項

吸収合併消滅会社である当社は、新株予約権を発行していないため当該事項についての定めはございません。

5. 会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号及び第 6 項第 1 号イに定める吸収合併存続会社（株式会社内田洋行）の最終事業年度に係る計算書類等

別紙のとおり

6. 会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号及び第 6 項第 1 号ハに定める吸収合併存続会社（株式会社内田洋行）において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

7. 会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号及び第 6 項第 2 号イに定める吸収合併消滅会社（当社）において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

8. 会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号に定める吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社（株式会社内田洋行）の債務の履行の見込みに関する事項

当社は令和 4 年 1 2 月 3 1 日現在の及び吸収合併存続会社は令和 5 年 1 月 2 0 日現在の貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額は下表のとおりです。

	資産の額	負債の額	純資産の額
株式会社内田洋行 【令和 5 年 1 月 2 0 日現在】	百万円 8 9 , 1 2 6	百万円 5 6 , 6 6 2	百万円 3 2 , 4 6 3
当社 【令和 4 年 1 2 月 3 1 日現在】	百万円 2 2 4	百万円 1 1 6	百万円 1 0 8

いずれの会社についても、資産内容上短期支払い能力に問題はなく、合併の効力発生日までに資産および負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておられません。

よって、本件吸収合併により株式会社内田洋行が承継する債務について、履行の見込みがあると判断します。

以 上

本書は、原本に相違ないことを証明します。

令和 5 年 5 月 1 2 日

東京都千代田区岩本町二丁目 1 1 番 2 号

スマートインサイト株式会社

代表取締役 町田 潔





合併契約書

株式会社内田洋行（以下「甲」という。）とスマートインサイト株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり合併契約を締結する。

第1条（合併の方法）

- 1 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併し、甲が乙の権利義務の全部を承継する。
- 2 吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。

甲：吸収合併存続会社

商号 株式会社内田洋行

住所 東京都中央区新川二丁目4番7号

乙：吸収合併消滅会社

商号 スマートインサイト株式会社

住所 東京都千代田区岩本町二丁目11番2号

第2条（効力発生日）

効力発生日は、令和5年6月30日とする。ただし、手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議のうえ、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

第3条（合併対価の交付及び割当て）

甲は、乙の全株式を所有しており、本件合併では一切の対価を交付しない。

第4条（増加すべき資本金及び準備金の額等）

甲は、本件合併では、資本金及び準備金の額を変更しない。

第5条（合併財産の引継）

乙は、合併契約時における最終の貸借対照表、その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加味した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日に甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。

第6条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日の前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をするものとし、かつその財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲及び乙が協議のうえ、これを実行する。

第7条（合併条件の変更、合併契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産もしくは経営状態に重要な変動を生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第8条（合併の効力）

本契約は、各契約当事者の適法な機関決定による承認が得られないときは効力を失うものとする。

第9条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲及び乙が協議のうえ、これを定める。

本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲が保有し、乙は原本の写しを保有する。

令和5年5月10日

甲

東京都中央区新川二丁目4番7号

株式会社内田洋行

代表取締役社長 大久保 昇



乙

東京都千代田区岩本町二丁目11番2号

スマートインサイト株式会社

代表取締役社長 町田 潔



〔添付書類〕事業報告（2021年7月21日から2022年7月20日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及び成果

当連結会計年度では、国内での新型コロナウイルス感染症の再拡大、上海でのロックダウンによる部材供給の停止や、ウクライナ紛争の勃発による世界的な資源高騰、円安による原材料価格の上昇などから、日本経済には大きな影響が懸念されたものの、日本企業の設備投資は本年に入って拡大が予想されており、個人消費の回復とともに国内経済は持ち直しの動きが顕著となりました。

内田洋行グループでは、2021年9月、第16次中期経営計画（2022年7月期～2024年7月期）を公表しました。2025年以降から加速する労働人口の急速な減少により、日本は社会全体のスマート化が生産性向上のために必須となります。デジタル庁の創設が契機となり、官公庁・自治体のDX（デジタルトランスフォーメーション）が動き出すとともに、民間企業のDX投資も加速し始めています。しかし真の意味でのDXの実現には、将来のデジタル社会の担い手の育成が重要であり、「人」と「データ」への投資の強化がより一層必要となります。

お客様のこの社会変化への対応をご支援することこそが、内田洋行のこれからの成長機会と考え、従来の延長の個々の事業枠から脱却し、グループ全体のリソースを生かした経営を目指すことを第16次中期経営計画の主要課題としております。

一方、第15次中期経営計画期間にあった、昨年の学校市場におけるGIGAスクール構想の超大型案件や一昨年のWindows10更新需要など、幾つかの特別な需要は終了しましたが、各事業分野で競争力は向上していることから特需を除いたベースラインは着実に上昇しており、今後の堅実な成長が可能であると考えます。

以上のような状況のもと、本年はGIGAスクール構想案件終了に伴う前年同期の超大型売上はなく、売上は大きく減少しますが、GIGAスクールの追加周辺需要が予想以上に伸長したことに加え、ICT支援員などの人材サービス事業などの新たな需要を獲得できたほか、今期は通常のICT環境整備需要の復活が大きく、公共分野は当初の想定を大きく超える実績となりました。また民間市場では、半導体不足に伴う情報機器の納期遅延やコロナ禍による地方経済の復活の遅れがある一方で、首都圏の大手民間企業を中心に企業の情報投資は活発であり、ソフトウェアライセンスの大型案件の受注が進みました。これらの結果、売上高は2,218億5千6百万円（前連結会計年度比23.8%減）となりました。

利益面でもGIGAスクール案件終了の影響が大きいものの、教育ICTにおいて当社の競争力が発揮しやすい複合化した案件が復活したほか、大手企業向けのネットワーク構築やクラウドサービスが拡大しており、営業利益は78億9千万円（前連結会計年度比23.9%減）となりました。また経常利益は78億4千3百万円（前連結会計年度比28.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は44億7千7百万円（前連結会計年度比27.3%減）となり、自己資本当期純利益率（ROE）は9.8%（前連結会計年度は14.7%）となりました。

なお、当第4四半期連結会計期間では、ソフトウェアライセンス販売の伸長に加えて、民間設備投資の回復によりオフィスリニューアル需要の急増等があったことから、2022年6月1日に公表した予想を大幅に上回り、通期においては売上と利益の両方でGIGA特需前の一昨年の水準から大きく増加しました。

セグメント毎の業績は次のとおりであります。

公共関連事業分野

公共関連事業分野では、教育ICT環境を整備する通常案件が回復して想定以上に増加したほか、GIGAスクールの追加需要や、ICT支援員などの人材サービス事業、高等学校の1人1台タブレット端末整備などの周辺需要の獲得も順調に推移しました。またGIGAスクール後を見据えた文部科学省の大型実証案件の受託など、GIGAスクール構想に対応した取組みも進展しております。加えて自治体や大学分野も堅調に推移しました。しかしながら、前年度にあったGIGAスクール大型需要や、学校での新型コロナウイルス感染症対策に伴う特需の収束の影響は大きく、売上高は747億4千7百万円（前連結会計年度比52.3%減）となりました。

利益面では、教育ICT分野での当社の競争力が発揮される複合化した案件が大きく伸長して収益性が改善したことから、営業利益は42億8千4百万円（前連結会計年度比46.3%減）となり、当初の見込みを大幅に上回りました。

オフィス関連事業分野

オフィス関連事業分野では、コロナ禍後を見据えて、首都圏の企業でオフィスへの出勤と在宅勤務とを併用するハイブリッド型の働き方が広がり、大型のリニューアル案件が増加しました。特に第4四半期に入ると需要は着実に回復しています。また、海外市場におけるクラフトマーカや印刷関連のデジタルフィニッシャー分野の販売の回復もあったことから、売上高は483億9千4百万円（前連結会計年度比4.4%増）となり、営業利益は4億8千9百万円（前連結会計年度は6億2千6百万円の営業損失）と大きく回復しました。

情報関連事業分野

情報関連事業分野では、大手企業向けのソフトウェアライセンスビジネスで海外法人などを加えた大型案件や追加売上の獲得が広がり、引き続き伸長しています。またオフィス構築案件とも繋がるリニューアルに伴うネットワーク関連ビジネスの増大に対して、社員の位置情報やオフィスの混雑状況を可視化するシステムの導入が拡大するなど、クラウドサービスの展開も好調に推移しました。これらの結果、売上高は976億8千7百万円（前連結会計年度比12.3%増）となりました。

利益面では、オミクロン変異株の拡大の影響で地方経済の停滞もつづいており、中堅中小企業の基幹業務システム商談は未だ回復途上にあり、営業利益は26億8百万円（前連結会計年度比0.0%増）となりました。

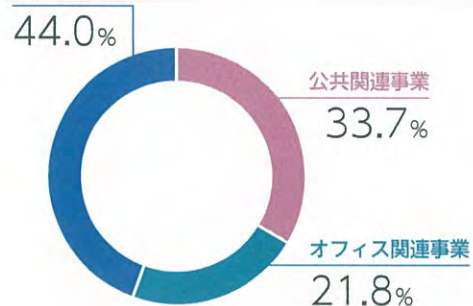
その他

主な事業は教育研修事業であります。教育ICTビジネスによるGIGAスクール構想案件の導入後にICT支援員の派遣事業が大きく伸長したほか、民間企業向けには集合研修が増加し、DX研修なども堅調に推移したことから、売上高は10億2千7百万円（前連結会計年度比1.6%増）ですが、セグメント間の内部売上高も59億9千5百万円となり、営業利益は4億4百万円（前連結会計年度比25.9%増）となりました。

報告セグメント別売上高

分 野	売上高	売上構成比	前連結会計年度比
■ 公共関連事業	74,747 百万円	33.7 %	△52.3 %
■ オフィス関連事業	48,394 百万円	21.8 %	+4.4 %
■ 情報関連事業	97,687 百万円	44.0 %	+12.3 %
■ その他	1,027 百万円	0.5 %	+1.6 %
合 計	221,856 百万円	100 %	△23.8 %

情報関連事業



2 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、5 億 6 千 7 百万円であります。

3 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

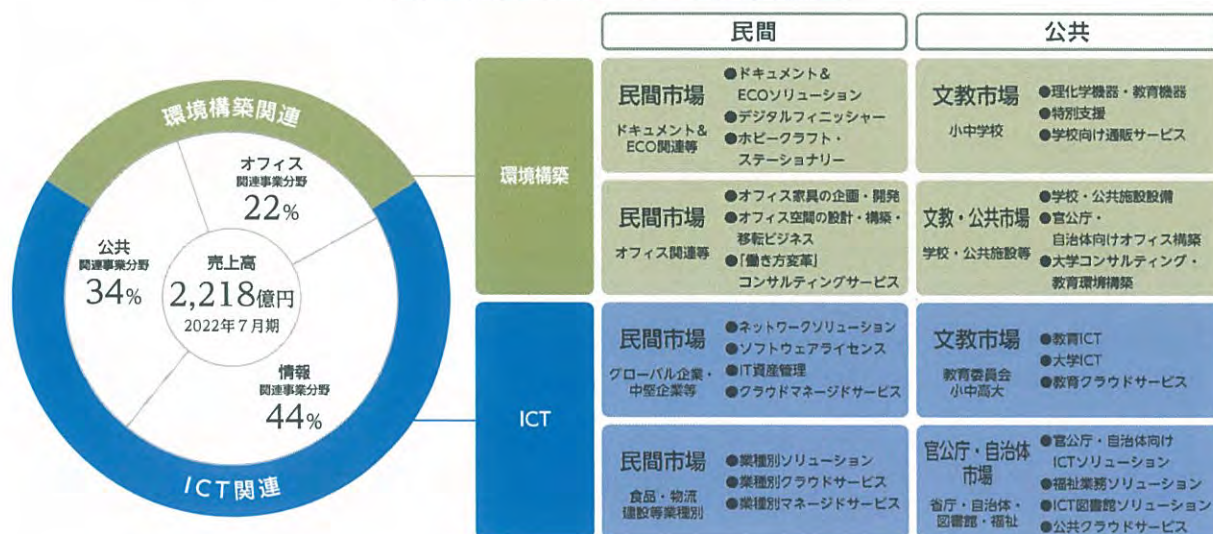
4 対処すべき課題

わが国では、少子化の進展に伴い、2025年以降から加速する労働人口の急速な減少によって、潜在成長率の更なる低下を呼び起こします。この状況を打開すべく官民とも方向転換に動き出し、成長戦略であるデジタル化への集中投資・実装と規制改革がいよいよ本格化します。成長率の低下を補うための生産性向上には、社会全体のスマート化が必須となるからです。この官民あげてのDX時代に対応するには、将来のデジタル社会の担い手の育成が重要であり、「人」と「データ」への投資の強化がより一層必要となります。

当社グループの主要顧客である企業・自治体・教育機関等では、DX時代に向けてデジタル化の推進とともに、働き方と学び方の変革と、それを支えるICTと環境の構築が進むものと想定します。当社グループはこのような大きな社会課題の解決に取り組むことを成長の機会と捉えて、2015年から取り組んできたICT活用をベースとした「働き方変革」「学び方変革」をさらに進めて、デジタル社会の実現、「人」と「データ」への投資の強化、新たな地方創生という大きな社会課題の解決に挑戦します。

そのため、当社グループは、売上構成で三分の二となるICT事業を基盤に環境構築関連ビジネスのリソースを組み合わせ、従来のセグメントの枠を超えて、新たな競争優位の確立と中核事業の再構築に取り組めます。具体的には、製品とスキルの軸からICT関連ビジネスと環境構築関連ビジネスに、市場の軸から民間市場と公共市場にわけて、4つのマトリクスを設定し、従来の3セグメントに内在する各事業をSBU（スモールビジネスユニット）として分類したうえで、当社グループのもつ事業ポートフォリオを俯瞰的な視点から見直し、リソースの再編をすすめてまいります。

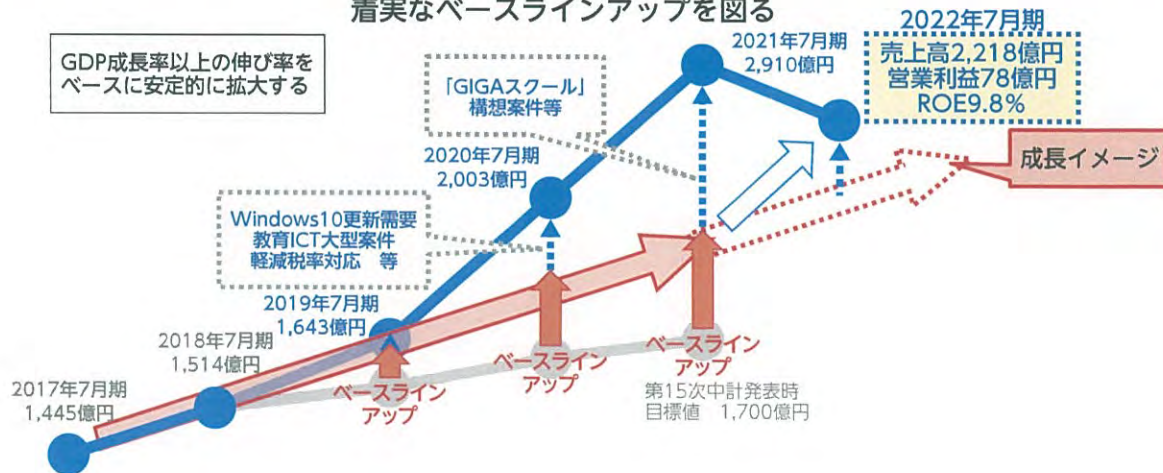
内田洋行グループ 事業構造



第16次中期経営計画の概要

	2018～2021	2021～2024	2025～
社会構造変化	女性/高齢者の労働参加につづく 2020TOKYOクラウドシフト 新学習指導要領 少子化加速 コロナ禍	ゆるやかな労働人口減少 デジタル化の加速 「人」への投資 モノからサービスに大きくシフト	生産年齢人口の加速度的な減少 社会構造変化に対応 スマート社会の実現 (SDGsの実現)
主要テーマ	第15次中期経営計画 収益性改善を優先	第16次中期経営計画 中核事業の再構築へ	
収益性向上	伸長需要への対応 ●Windows10 ●GIGA ●教育ICT拡大 スクール ●首都圏オフィス	コロナ後の景気回復と新需要への対応 ●アフター GIGAスクール ●広がる顧客基盤で接点を強化 ●公共・民間のDX需要 ●DX時代の働き方	「人」と「データ」の時代に対応 機動的に変化に対応する 内田洋行グループへ
中核事業再構築	再構築の準備に着手 ・組織横断でスキルの結集 ・先行的な組織改編	新たな競争優位確立のための中核事業再構築 ●顧客資産を土台に需要開発 ●ダイナミズム創出のための変革 ●ICT×環境で独自性発揮 ●マネジメント改革と見える化	社会構造変化後も ROE8%以上が達成 できる経営基盤の確立

着実なベースラインアップを図る



5 財産及び損益の状況

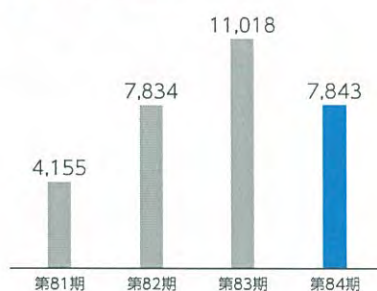
区 分		2019年度 第81期	2020年度 第82期	2021年度 第83期	2022年度 第84期 (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	164,386	200,307	291,035	221,856
経常利益	(百万円)	4,155	7,834	11,018	7,843
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	2,415	3,490	6,160	4,477
1株当たり当期純利益	(円)	247.05	356.78	628.69	455.87
総資産	(百万円)	102,685	111,264	133,116	125,503
純資産	(百万円)	39,183	42,315	50,205	46,118

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第84期の期首から適用しており、第84期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

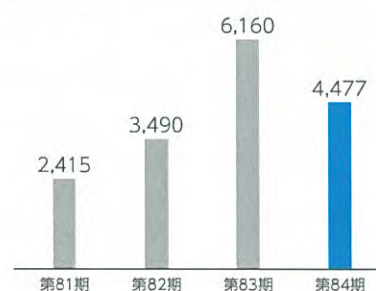
■ 売上高 (百万円)



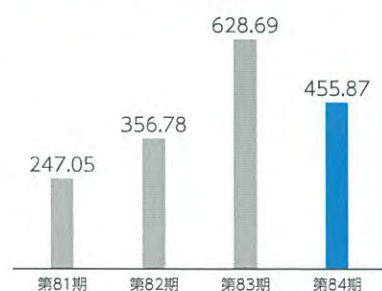
■ 経常利益 (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



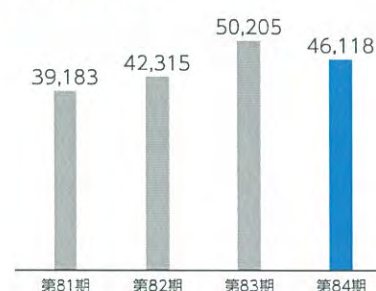
■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



6 重要な子会社の状況 (2022年7月20日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ウチダエスコ株式会社	百万円 334	100.0%	情報機器ならびにネットワークの構築・保守及び販売
ウチダエムケーSDN.BHD. (マレーシア)	百万マレーシアリングギット 10	100.0% (100.0%)	オフィス家具の製造
ウチダ・オブ・アメリカCorp. (アメリカ)	百万USドル 0.3	100.0%	ホビークラフト用品その他機器の企画販売
株式会社ウチダシステムズ	百万円 100	100.0%	オフィス空間のデザイン・設計、オフィス家具の販売、ICTシステムの構築、学校市場への教育機器等の販売、福祉関連施設への家具等の販売
株式会社ウチダ人材開発センタ	百万円 200	100.0%	ヒューマンスキル教育、IT技術者教育、人材派遣事業
株式会社内田洋行ITソリューションズ	百万円 460	100.0% (10.3%)	情報処理システムの構築及びコンサルティング、ソフトウェアの開発・販売、情報処理機器の販売・保守
内田洋行グローバル株式会社	百万円 50	100.0%	オフィス機器・印刷用機械・ホビークラフト用品・教育用機器・情報処理機器の販売・輸出入
内田洋行グローバルリミテッド (香港)	百万円 130	100.0%	オフィス機器・印刷用機械・ホビークラフト用品・教育用機器・情報処理機器の販売・輸出入
株式会社内田洋行ビジネスエキスパート	百万円 16	100.0%	人事・総務・経理などに関する事務の受託、営業支援業務、ITサービス業務
株式会社サンテック	百万円 32	100.0%	オフィス家具・教育機器の開発・設計・製造
株式会社太陽技研	百万円 90	100.0% (100.0%)	事務用機器・印刷用機械等の製造
パワープレイス株式会社	百万円 50	100.0%	オフィス空間・ICT環境のデザイン・設計
株式会社ハンドレッドシステム	百万円 60	100.0% (100.0%)	ソフトウェアの開発・販売
株式会社マービー	百万円 90	100.0% (18.3%)	ホビークラフト用品及び設計製図用品の製造・販売
ウチダスペクトラム株式会社	百万円 100	96.9%	ソフトウェアライセンス及びIT資産管理サービスの提供・販売、IT基盤の設計・構築
株式会社ウチダテクノ	百万円 38	86.9%	内装工事に関する設計・施工、印刷用機械・器具の販売・保守、理化学サプライ品の販売
株式会社ウチダビジネスソリューションズ	百万円 25	52.0%	オフィス空間のデザイン・設計、オフィス家具の販売、ICTシステムの構築、学校市場への教育機器等の販売、福祉関連施設への家具等の販売

(注) 1. 議決権比率の () 内の数字は間接所有割合 (内数) であります。

2. 当社は、連結子会社であるウチダエスコ株式会社の株式を公開買付け等により取得し、完全子会社化いたしました。

7 主要な事業内容 (2022年7月20日現在)

事業区分	事業内容
公共関連事業	大学・小中高市場へのICTシステムの構築・機器販売、教育機器の製造・販売、教育施設への空間デザイン及び家具販売、官公庁自治体への基幹業務ならびにICTシステム構築及びオフィス関連家具の製造・販売・デザイン・施工
オフィス関連事業	オフィス関連家具の開発・製造・販売及び空間デザイン・設計・施工、事務用機械・ホビークラフト関連製品の製造・販売及びOA機器の販売
情報関連事業	企業向け基幹業務システムの設計・構築及びコンピュータソフトの開発・販売、ソフトウェアライセンス及びIT資産管理の提供・販売、情報機器・ネットワークの設計・構築・保守・販売
その他	教育研修事業、人材派遣事業、不動産賃貸事業、各種役務提供等

8 主要な営業所及び工場 (2022年7月20日現在)

当会社・支店	本 社 東京都中央区新川二丁目4番7号 支 店 大阪支店（大阪市中央区）、北海道支店（札幌市中央区）、九州支店（福岡市中央区）
営業拠点	当 社 新川第2オフィス（東京都中央区）、東陽町オフィス（東京都江東区） 仙台、横浜、名古屋、京都、神戸、広島 子会社 ウチダエスコ㈱（東京都江東区） ㈱ウチダシステムズ（東京都中央区） ㈱ウチダ人材開発センタ（東京都墨田区） ㈱内田洋行ITソリューションズ（東京都港区） ㈱内田洋行ビジネスエキスパート（東京都江東区） 内田洋行グローバル㈱（東京都中央区） パワープレイス㈱（東京都中央区） ㈱ハンドレッドシステム（東京都江東区） ウチダスペクトラム㈱（東京都中央区） ㈱ウチダテクノ（東京都中央区） ㈱ウチダビジネスソリューションズ（滋賀県大津市） ウチダ・オブ・アメリカCorp.（アメリカ） 内田洋行グローバルリミテッド（香港）
生産拠点	㈱サンテック（栃木県鹿沼市） ㈱太陽技研（群馬県みどり市） ㈱マービー（山形県米沢市、千葉県館山市） ウチダエムケーSDN.BHD.（マレーシア）
物流拠点	柏物流センター（千葉県柏市）、江戸崎物流センター（茨城県稲敷市）、 大阪物流センター（大阪府大東市）、犬山物流センター（愛知県犬山市）、 吉見物流センター（埼玉県比企郡）、釜山新港物流センター（大韓民国）

9 従業員の状況 (2022年7月20日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比
公共関連事業	1,056名	8名増
オフィス関連事業	1,021名	4名減
情報関連事業	947名	10名増
その他	128名	増減なし
全社(共通)	60名	5名減
合 計	3,212名	9名増

(注) 従業員数には臨時従業員(期中平均雇用人員731名)は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
1,096名	5名増	41歳 8ヶ月	17年 11ヶ月

(注) 従業員数には臨時従業員(期中平均雇用人員219名)は含んでおりません。

10 主要な借入先 (2022年7月20日現在)

借入先	借入額
三井住友信託銀行株式会社	680百万円
株式会社りそな銀行	410百万円
株式会社三井住友銀行	350百万円
株式会社みずほ銀行	350百万円
株式会社三菱UFJ銀行	320百万円

11 その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、当社グループとして企業価値の向上を図るため、当社の連結子会社であるウチダエスコ株式会社の株式を金融商品取引法による公開買付け等により取得し、完全子会社化いたしました。

2 会社の株式に関する事項 (2022年7月20日現在)

- 1 発行可能株式総数 36,000,000株
- 2 発行済株式の総数 10,419,371株 (自己株式584,088株を含む)
- 3 株主数 4,057名
- 4 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,066,300株	10.84%
東京海上日動火災保険株式会社	436,185株	4.43%
JP MORGAN CHASE BANK 380072	422,000株	4.29%
三井住友信託銀行株式会社	414,300株	4.21%
第一生命保険株式会社	315,400株	3.21%
株式会社りそな銀行	277,200株	2.82%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	275,600株	2.80%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	274,800株	2.79%
内田洋行グループ従業員持株会	259,330株	2.64%
陽光持株会	201,760株	2.05%

(注) 当社は、自己株式584,088株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(参考) 所有者別持株比率の状況



5 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	当社普通株式 24,654株	5名

3 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等 (2022年7月20日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 久 保 昇	
取締役	菊 池 政 男	地域施設統括 兼 教育施設事業部長 兼 広域地域事業部長
取締役	宮 村 豊 嗣	公共ICT統括 兼 教育ICT事業部長
取締役	林 敏 寿	財務グループ統括 兼 グループ経営推進部長 内田洋行グローバルリミテッド代表取締役総経理 内田洋行グローバル株式会社代表取締役社長
取締役	白 方 昭 夫	ICTエンジニア統括 兼 システムズエンジニアリング事業部長 株式会社ハンドレッドシステム代表取締役社長
取締役	小 柳 諭 司	営業グループ統括
取締役	廣 瀬 秀 徳	
取締役	竹 股 邦 治	イーレックス株式会社相談役
取締役	今 庄 啓 二	JOHNAN株式会社社外取締役 大阪油化工業株式会社社外取締役
常勤監査役	高 井 尚 一 郎	
常勤監査役	秋 山 慎 吾	
常勤監査役	田 村 泰 博	
常勤監査役	住 友 西 次	
監査役	山 田 章 雄	山田章雄公認会計士事務所 公認会計士 株式会社NITTAN社外監査役 ファイザーヘルスリサーチ振興財団監事 楽天インシュアランスホールディングス株式会社社外監査役 株式会社熊谷組社外監査役

- (注) 1. 廣瀬秀徳、竹股邦治及び今庄啓二の名氏は、社外取締役であります。
2. 田村泰博、住友西次及び山田章雄の名氏は、社外監査役であります。
3. 秋山慎吾氏は、当社の経理業務における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 田村泰博及び住友西次の両氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 山田章雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、廣瀬秀徳、竹股邦治、今庄啓二、田村泰博、住友西次及び山田章雄の名氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
7. 2021年10月16日開催の第83期定時株主総会において、白方昭夫氏は取締役に新たに選任され、就任いたしました。
8. 秋山慎吾氏は、2021年10月16日開催の第83期定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、取締役を退任いたしました。
9. 2021年10月16日開催の第83期定時株主総会において、秋山慎吾氏及び山田章雄の両氏は監査役に新たに選任され、就任いたしました。
10. 監査役山田章雄氏が社外監査役を務める日鍛バルブ株式会社は、2022年4月1日付で株式会社NITTANに社名変更しております。
11. 監査役山田章雄氏は、2022年6月29日付で株式会社熊谷組の社外監査役に就任いたしました。
12. 当事業年度末日後の取締役の担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。
- ①取締役林敏寿氏は、2022年7月21日付で内田洋行グローバル株式会社代表取締役社長を退任いたしました。
- ②取締役白方昭夫氏は、2022年9月13日付で株式会社ハンドレッドシステム代表取締役社長を退任いたしました。

13.当社は、執行役員制度を導入しており、2022年7月21日現在の執行役員は次のとおりであります。

なお、※印は取締役との兼務を示しております。

※専務執行役員	菊池政男	地域施設統括 兼 教育施設事業部長 兼 広域地域事業部長
※専務執行役員	宮村豊嗣	公共ICT統括 兼 教育ICT事業部長
※常務執行役員	林敏寿	財務グループ統括 兼 グループ経営推進部長
※常務執行役員	白方昭夫	ICTエンジニア統括 兼 システムズエンジニアリング事業部長
※上席執行役員	小柳諭司	営業グループ統括
上席執行役員	三好昌己	ICTリサーチ&デベロップメントディビジョン事業部長
上席執行役員	土屋正弘	情報ソリューション事業部長
上席執行役員	高橋善浩	オフィスエンジニアリング事業部長
上席執行役員	岩瀬英人	教育機器事業部長 兼 内田洋行グローバル㈱代表取締役社長
執行役員	吉永裕司	高等教育事業部長
執行役員	高崎恵二	地域施設副統括 兼 オフィスマーケティング事業部長 兼 広域地域副事業部長
執行役員	坂口秀雄	九州地域事業部長
執行役員	佐藤将一郎	経営・人事・総務グループ統括 兼 経営企画部長 兼 広報部長
執行役員	木内麻文	ガバメント推進事業部長 兼 自治体ソリューション事業部長
執行役員	名畑成就	ドキュメント&ECOソリューション事業部長
執行役員	村田義篤	ネットワークビジネス推進事業部長
執行役員	伊藤博康	ICTリサーチ&デベロップメントディビジョン副事業部長 兼 教育総合研究所長
グループ執行役員	新家俊英	㈱内田洋行ITソリューションズ代表取締役社長
グループ執行役員	實本雅一	ウチダスペクトラム㈱代表取締役社長
グループ執行役員	岩田正晴	㈱ウチダシステムズ代表取締役社長
グループ執行役員	中村武史	生産統括 兼 ㈱サンテック代表取締役社長 兼 ㈱太陽技研代表取締役社長

2 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度としております。

3 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不法行為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、一定の免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象とはしないこととしているほか、被保険者による違法な利益供与又は犯罪行為等に起因する賠償責任については当該保険契約によっても填補の対象としないこととしております。

4 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る役員の報酬等の総額等

区 分	人 数	総 額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額		
			基 本 報 酬 等 (固 定 報 酬)	業 績 連 動 報 酬 等 (賞 与)	非 金 銭 報 酬 等 (株 式 報 酬)
取締役 (うち社外取締役)	10名 (3名)	359百万円 (22百万円)	186百万円 (22百万円)	44百万円 —	128百万円 —
監査役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	77百万円 (43百万円)	77百万円 (43百万円)	— —	— —

- (注) 1. 取締役の金額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記業績連動報酬等の額の算定に用いた業績指標（連結経常利益額）に関する実績は78億43百万円です。
3. 期末日現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）、監査役は5名（うち社外監査役3名）であります。なお、上表の取締役人数には、2021年10月16日開催の第83期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
4. 上記業績連動報酬等の額は、取締役6名に対し当事業年度に係る役員賞与として未払費用に計上した額等であります。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2006年10月14日開催の第68期定時株主総会において年額5億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。また、当該報酬額とは別枠で、2021年10月16日開催の第83期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等（株式報酬）として支給する金銭報酬債権の総額を、年額1億5,000万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）であります。

監査役の報酬額は、2015年10月10日開催の第77期定時株主総会において年額9,000万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ) 基本方針

当社の取締役の報酬は、独立役員で過半数を構成する報酬委員会により、水準では役位・役割に応じた同規模同業他社水準等を参考にし、その他報酬体系や評価の方針を含め検討し、取締役会に答申し決定しております。

取締役の報酬は、原則として基本報酬（固定報酬）、業績に連動する報酬（賞与）、株式報酬（非金銭報酬）で構成しております。ただし、社外取締役については、その役割から固定報酬である基本報酬のみとして、賞与及び株式報酬の支給はありません。

ロ) 基本報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針

基本報酬については、基本方針に則り、役位その他、個人の業績評価等を反映し、その額を決定しております。

ハ) 業績連動報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針

業績連動報酬は、基本報酬との合計額が取締役（社外取締役含む）に対する報酬限度額である年額5億円以内となる範囲で、事業全体の経営成績を測る指標として事業年度ごとの連結経常利益額を用いて算出した額に、役位、定性的な情報及び個人の業績評価等を反映し、決定しております。

二) 非金銭報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針

非金銭報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という。）を割り当てております。

譲渡制限付株式報酬額の割当ては、役位別に設定した水準に基づき、前事業年度までの業績の推移ならびに過年度の業績連動報酬の支給実績割合等も参照し、その他定性的な情報及び個人の業績評価等を反映し、決定しております。

ホ) 個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額は、取締役会決議に基づき代表取締役大久保昇に委任し、上記の水準、報酬体系、評価の方針などに則り決定しております。委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ、各取締役の実績等について適正な評価を行うには、代表取締役が最も適していると判断したためです。なお、個人別の報酬額は、報酬委員会によりその内容を確認し決定方針に沿うものであることを取締役会に答申しており、取締役会もその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

監査役の報酬に関する方針は、監査役の協議により決定しております。監査役の報酬は、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、固定報酬（基本報酬）のみとしており、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、監査役の協議により個別の報酬額を決定しております。

5 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

		兼職の状況	兼職先との関係
取締役	竹 股 邦 治	イーレックス株式会社相談役	イーレックス株式会社と当社との間に特別の利害関係はありません。
取締役	今 庄 啓 二	JOHNAN株式会社社外取締役	JOHNAN株式会社と当社との間に特別の利害関係はありません。
		大阪油化工業株式会社社外取締役	大阪油化工業株式会社と当社との間に特別の利害関係はありません。
		山田章雄公認会計士事務所 公認会計士	山田章雄公認会計士事務所と当社との間に特別の利害関係はありません。
監査役	山 田 章 雄	株式会社NITTAN社外監査役	株式会社NITTANと当社との間に特別の利害関係はありません。
		ファイザーヘルスリサーチ振興財団監事	ファイザーヘルスリサーチ振興財団と当社との間に特別の利害関係はありません。
		楽天インシュアランスホールディングス株式会社社外監査役	楽天インシュアランスホールディングス株式会社と当社との間に特別の利害関係はありません。
		株式会社熊谷組社外監査役	株式会社熊谷組と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注) 1. 監査役山田章雄氏が社外監査役を務める日鍛バルブ株式会社は、2022年4月1日付で株式会社NITTANに社名変更しております。
2. 監査役山田章雄氏は、2022年6月29日付で株式会社熊谷組の社外監査役に就任いたしました。

② 当事業年度における主な活動状況

		活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	廣 瀬 秀 徳	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に出席し、必要な発言を行うとともに、他業界における経営管理経験から実践的な視点での的確な助言・提言を行い、併せて業務執行に対する監督を行っております。
取締役	竹 股 邦 治	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に出席し、必要な発言を行うとともに、他業界における経営管理経験から実践的な視点での的確な助言・提言を行い、併せて業務執行に対する監督を行っております。
取締役	今 庄 啓 二	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に出席し、必要な発言を行うとともに、他業界における経営管理経験から実践的な視点での的確な助言・提言を行い、併せて業務執行に対する監督を行っております。
監査役	田 村 泰 博	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に、また監査役会11回のうち11回に出席し、必要に応じ、その経歴を通じて培われた企業実務の知識や経験に基づき発言を行っております。
監査役	住 友 西 次	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に、また監査役会11回のうち11回に出席し、必要に応じ、その経歴を通じて培われた企業実務の知識や経験に基づき発言を行っております。
監査役	山 田 章 雄	当事業年度中、同氏の就任以後に開催された取締役会11回のうち11回に、また監査役会7回のうち7回に出席し、必要に応じ、その経歴を通じて培われた企業実務の知識や経験に基づき発言を行っております。

4 会計監査人の状況

1 名称

有限責任 あずさ監査法人

2 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	68百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	85百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的に区分もできませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、ウチダエムケーSDN.BHD.及び内田洋行グローバルリミテッドは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3 非監査業務の内容

当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「会計アドバイザー業務」に対して対価を支払っております。

4 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 会社の体制及び方針

1 業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループにおけるコンプライアンス体制の基礎として、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、体制の整備、運用、維持、見直しを行ってまいります。
- ② 「内田洋行グループ行動規範」を制定し、当社グループの役員・社員全員に対し、自らの行動が「法令を遵守し、社会倫理に則った行動」となっているかについての意識づけを徹底するとともに、必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定、研修を行うものいたします。
- ③ 内部監査部門として社長直轄の内部監査室を設置します。内部監査室は、監査役監査及び会計監査とも連携しながら当社グループにおけるコンプライアンス体制の整備状況ならびに運用状況についてモニタリングを行うことといたします。
- ④ 取締役は重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものいたします。
- ⑤ 法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実についての内部通報体制として、総務法務部及び人事部、顧問弁護士ならびに社外の窓口業務委託先を直接の情報受領者とする内部通報システム「内田洋行グループホットライン」を設置し、「内田洋行グループ内部通報規程」に基づき、その運用を行うことといたします。
- ⑥ 監査役は法令遵守体制及び内部通報システム「内田洋行グループホットライン」の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものいたします。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報につきましては、文書管理規程を設けその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理を行います。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものいたします。

当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループは、経済市況等の変動による市場リスク、法、条例等の改正による公的規制リスク、製品及びサービス等の欠陥による品質リスク、国内外の取引先、提携先等に関わるリレーションリスク、その他様々なリスクに対処するため、それぞれのリスクを把握・管理するための責任部署を設置するなどのリスク管理体制を整え、グループ全体でのリスクの把握、管理に努めます。
- ② 自然災害や製品事故等当社グループの事業に多大な影響を及ぼす事象の発生が認められれば、直ちに社長をリーダーとする「災害対策本部」や「製品事故緊急対策本部」を設置し、社内各部署及び外部アドバイザーチームを組織し、迅速な初期対応を行うことにより、損害の拡大を防止し、これを最小に止める体制を整えます。

当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループでは、取締役会を月1回等定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとしたします。
- ② 当社グループ各社における取締役会の決定に基づく業務執行につきましては、職務分掌規程、責任権限規程（権限基準表）等において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることといたします。
- ③ 当社は、3事業年度を期間とする中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標を定めます。
- ④ グループ情報システム基盤を構築し、業務の標準化と情報の共有及び業務の効率化を推進いたします。
- ⑤ 当社グループ各社の間接業務を集中して行う体制を整え、業務の効率化と品質向上及びコスト削減を図ることといたします。

当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループ運営規程を定め、当社子会社に対し、財務状況その他の重要事項について当社への定期的な報告を義務付けます。

その他の当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社子会社各社に取締役を派遣し、取締役会を通して当該子会社の経営に対する管理・指導を行います。
- ② 当社管理・企画部門はそれぞれの該当職務から、当社子会社への管理・指導を行うことにより業務の適正を確保いたします。
- ③ 当社グループのモニタリングは内部監査室が担当いたします。
- ④ 当社監査役又は使用人が当社子会社の監査役に就任し、業務執行状況を監査いたします。
- ⑤ 当社子会社における経営上の重要事項については、グループ運営規程に従い、当社の事前承認事項といたします。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として専任者を置き、監査役の指揮命令に従うことといたします。

監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人は、その職務に関して、取締役及び使用人の指揮命令を受けません。また、当該補助使用人の人事異動・人事評価等につきましては、監査役の同意を得て決定することといたします。
- ② 監査役がその職務を補助すべき使用人は、監査役からの指示に基づく監査業務を遂行するために必要な調査権限や情報収集の権限を有するものとし、各執行部門はこれに協力しなければならないことといたします。

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものいたします。前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役会及び使用人に対して報告を求めることができることといたします。

当社子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ① 業務執行に関する事項については、当社子会社の執行部門や当社から派遣した取締役等を通じて監査役に報告するものいたします。
- ② 当社子会社の役員・社員は、重大な法令違反行為、不正の事実等当社又は当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合は、速やかに監査役又は監査役会に報告するものいたします。
- ③ 監査役は、当社子会社の役員・社員に対し、必要に応じて報告を求めることができ、報告を求められた役員・社員は、速やかに適切な報告を行うものいたします。
- ④ 内部通報システム「内田洋行グループホットライン」の運用状況は、定期的に監査役に対して報告するものいたします。
- ⑤ 当社子会社に対する内部監査の結果は、内部監査室から監査役に対して報告するものいたします。

監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当社グループの役員・社員に対し、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員・社員に周知徹底いたします。

監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当社は、監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、監査役の意見を聞いたうえで、毎年一定額の予算を設けることといたします。
- ② 監査役から外部の専門家（弁護士、公認会計士等）を利用した場合の費用など、緊急の監査費用について前払や償還を求められた場合は、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担するものいたします。

その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査の実施に当たり、監査役が必要と認める場合においては、顧問弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を行うことができます。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした姿勢で対応いたします。また、この基本方針を「内田洋行グループ行動規範」に明記し、組織全体として対応することといたします。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

コンプライアンスに対する取組みの状況

社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を2回開催し、内部通報内容をはじめとする重点確認事項に関し、主管部署から報告を受けました。

当社グループの役員・社員に向けて、コンプライアンスの重要性に関するメッセージを発信するとともに、当社グループの役員・社員全員を対象としたコンプライアンス研修、その他テーマ毎の研修やモニタリングを実施するなど、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。

当社は、当社グループにおいて、改正公益通報者保護法の施行に合わせ「内田洋行グループ内部通報規程」の改訂及び体制の再整備を行い、当該規程に基づき「内田洋行グループホットライン」を運用しており、問題の早期発見と改善措置に効果を上げております。

また、内部監査につきましては、内部監査基本計画に基づいて実施しております。

職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役9名で構成され、社外監査役3名を含む監査役5名も出席しております。取締役会は15回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

当社は、経営と業務執行に関する機能と責任を明確化するため執行役員をおき、意思決定の迅速化・効率化を図っております。

当社グループ各社の間接業務を集中して行う子会社をおき、業務の効率化の体制を整えております。

損失の危険の管理に対する取組みの状況

当社グループの主要な損失の危険について、取締役会及びコンプライアンス委員会等を通じて各責任担当部署から定期的に報告を受けるとともに、品質、環境、情報セキュリティに関しましては、マネジメントレビュー会議において、リスクの管理状況の確認を行いました。

当社は、自然災害等により生じる損害の拡大を最小に止めるために、事業継続マニュアルを整備しており、当社の役員・社員に「初動対応ポケットマニュアル」を配布し、併せて災害対策本部事務局の機能強化に着手いたしました。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努め、適宜、必要な措置を講じております。

当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況

当社子会社の経営管理につきましては、当社のグループ経営推進部にて子会社の経営管理体制を整備、統括するとともに、グループ運営規程に従い、子会社から当社の主管部門に、事前に承認申請又は報告を行っております。また、内部監査部門は、子会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応したモニタリングを実施しております。

監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況

監査役会は、社外監査役3名を含む監査役5名で構成されています。監査役会は11回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。

また、監査役はコンプライアンス委員会に出席するほか、稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

反社会的勢力排除に対する取組みの状況

新規取引先との契約締結に際しては、反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としているほか、警察等の外部専門機関や関連団体との情報交換を継続的に実施しました。

3 会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、2007年9月3日開催の取締役会において、以下のとおり「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、基本方針といいます。）を決定いたしました。

当社は、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。

当社は、企業価値や株主共同の利益を確保・向上させていくためには、人的資産を中長期的視点で育成し、常に新しい技術・デザインを吸収し、事業パートナーとの信頼関係や、優良な顧客基盤を維持・拡大することが不可欠と考えております。

しかし、株式の大量取得行為のなかには、買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在します。当社は、このような不適切な株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針の実現に資する取組み

＜企業価値向上のための取組み＞

当社グループは、前中期経営計画に引き続き、第16次中期経営計画（2022年7月期～2024年7月期）を策定いたしました。当中期経営計画では、売上構成で三分の二となるICT事業を基盤に、ICTと環境構築の両方のリソースを駆使し、従来のマネジメントの脱却により、グループ全体で新たなダイナミズムを生み出すことで、2025年以降に予想される労働人口の急速な減少などの大きな社会構造変化に対応した、新たな競争優位の確立と中核事業の再構築に取り組んでまいります。

＜コーポレート・ガバナンスについて＞

当社は、コーポレート・ガバナンス強化のため、執行役員制度を導入し、経営管理機能と業務執行機能の分離を進めているほか、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立と取締役の経営責任を明確にするために取締役の任期を1年とする等の施策を実施しております。社外取締役は、取締役会における意思決定及び監督の両面において客観的な立場から様々な助言や提言を行っております。

また、コンプライアンスに関しては、毎年12月1日を「コンプライアンスデー」と定め、コンプライアンスの意義について確認するとともに、「内田洋行グループ行動規範」を制定し、当社グループをあげて、その徹底に努めております。

以上の諸施策は、全てのステークホルダーとの良好で継続的な関係が維持できて初めて実現するものであります。中でも、企業経営の最大資源は人（社員）であり、当社は一貫して、企業力の源泉は人（社員）と認識し、「人財」を育成しお客様の創造に取り組んでまいりました。当社の基本理念である「お客様の成長支援」は、こうした「人財」を核とし、中長期的な経営視点に立って、お客様とともに成長することで、初めて成り立つものと考えております。

- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが引き続き必要不可欠であると判断しました。

そのため、当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、2007年10月13日開催の第69期定時株主総会における承認に基づき、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入しました。その後、3回の更新を経て、2019年9月10日開催の取締役会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、本項目において、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）を更新することを決議し、同年10月12日開催の第81期定時株主総会において本プランの更新について承認を得ております。

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との協議・交渉等の機会を確保すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権の無償割当ての方法により割り当てます。本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大3分の1まで希釈化される可能性があります。本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外者等から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしております。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して独立委員会が株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することを勧告した場合には、当社取締役会がかかる株主総会を招集するものとされております。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしております。

(注) なお、本プランの有効期間は、2022年10月15日開催予定の第84期定時株主総会終結の時までとなっておりますので、2022年9月8日開催の取締役会において、同定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新することを決定いたしました。その内容につきましては、株主総会参考書類に記載のとおりであります。

④ 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであります。従って、本プランは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年7月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	95,091	流動負債	68,078
現金及び預金	28,844	支払手形及び買掛金	25,917
受取手形、売掛金及び契約資産	46,603	電子記録債務	9,945
有価証券	1,500	短期借入金	2,130
商品及び製品	5,960	未払費用	5,225
仕掛品	8,385	未払金	8,162
原材料及び貯蔵品	581	未払法人税等	952
短期貸付金	450	未払消費税等	255
その他	3,161	契約負債	10,855
貸倒引当金	△395	製品保証引当金	549
		賞与引当金	2,709
		工事損失引当金	10
		その他	1,364
固定資産	30,411	固定負債	11,306
有形固定資産	10,641	長期借入金	100
建物及び構築物	3,082	繰延税金負債	173
機械装置及び運搬具	234	製品保証引当金	1,106
工具、器具及び備品	862	退職給付に係る負債	7,078
リース資産	108	資産除去債務	234
土地	6,352	その他	2,614
無形固定資産	3,065	負債合計	79,384
ソフトウェア	2,997	(純資産の部)	
その他	68	株主資本	42,584
投資その他の資産	16,704	資本金	5,000
投資有価証券	11,120	利益剰余金	39,007
長期貸付金	578	自己株式	△1,423
退職給付に係る資産	1,518	その他の包括利益累計額	3,134
繰延税金資産	2,246	その他有価証券評価差額金	3,859
その他	1,424	為替換算調整勘定	277
貸倒引当金	△182	退職給付に係る調整累計額	△1,002
資産合計	125,503	非支配株主持分	399
		純資産合計	46,118
		負債純資産合計	125,503

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書 (2021年7月21日から2022年7月20日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		221,856
売上原価		179,207
売上総利益		42,648
販売費及び一般管理費		34,758
営業利益		7,890
営業外収益		
受取利息	25	
受取配当金	423	
持分法による投資利益	85	
不動産賃貸料	23	
その他	223	782
営業外費用		
支払利息	59	
為替差損	110	
不動産賃貸費用	10	
固定資産除却損	3	
貸倒引当金繰入額	116	
公開買付関連費用	445	
その他	83	828
経常利益		7,843
特別利益		
投資有価証券売却益	143	143
特別損失		
減損損失	20	20
税金等調整前当期純利益		7,965
法人税、住民税及び事業税	1,823	
法人税等調整額	1,284	3,108
当期純利益		4,857
非支配株主に帰属する当期純利益		380
親会社株主に帰属する当期純利益		4,477

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書 (2021年7月21日から2022年7月20日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	5,000	3,297	36,124	△1,482	42,938
会計方針の変更による累積的影響額			△2		△2
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	5,000	3,297	36,121	△1,482	42,936
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,373		△1,373
親会社株主に帰属する当期純利益			4,477		4,477
自己株式の処分		68		59	128
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△3,584			△3,584
その他資本剰余金の負の残高の振替		218	△218		—
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）					
当連結会計年度中の変動額合計	—	△3,297	2,885	59	△351
当連結会計年度末残高	5,000	—	39,007	△1,423	42,584

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	3,201	△313	△544	2,343	4,923	50,205
会計方針の変更による累積的影響額					△3	△5
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	3,201	△313	△544	2,343	4,920	50,200
当連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,373
親会社株主に帰属する当期純利益						4,477
自己株式の処分						128
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△3,584
その他資本剰余金の負の残高の振替						—
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	657	590	△457	791	△4,520	△3,729
当連結会計年度中の変動額合計	657	590	△457	791	△4,520	△4,081
当連結会計年度末残高	3,859	277	△1,002	3,134	399	46,118

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

計算書類

貸借対照表 (2022年7月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	52,987	流動負債	52,971
現金及び預金	12,206	電子記録債務	10,270
受取手形、売掛金及び契約資産	20,679	買掛金	17,604
有価証券	1,500	短期借入金	1,810
商品	4,150	関係会社短期借入金	8,785
仕掛品	7,959	未払金	436
前渡金	0	未払費用	2,655
前払費用	276	未払法人税等	180
関係会社短期貸付金	5,499	契約負債	8,997
未収入金	388	預り金	517
未収還付法人税等	211	製品保証引当金	549
未収還付消費税等	488	賞与引当金	1,153
その他	8	工事損失引当金	9
貸倒引当金	△382	その他	1
固定資産	38,945	固定負債	8,113
有形固定資産	8,044	製品保証引当金	1,106
建物	2,212	退職給付引当金	4,830
構築物	21	資産除去債務	65
車両運搬具	4	預り保証金	2,107
工具、器具及び備品	575	その他	4
土地	5,229	負債合計	61,085
その他	0	(純資産の部)	
無形固定資産	2,925	株主資本	27,060
ソフトウェア	2,911	資本金	5,000
その他	14	資本剰余金	3,772
投資その他の資産	27,975	資本準備金	3,629
投資有価証券	8,961	その他資本剰余金	143
関係会社株式	15,185	利益剰余金	19,702
関係会社長期貸付金	536	利益準備金	1,168
長期前払費用	93	その他利益剰余金	18,534
前払年金費用	2,235	不動産圧縮積立金	1,198
繰延税金資産	547	別途積立金	6,110
その他	557	繰越利益剰余金	11,226
貸倒引当金	△142	自己株式	△1,414
資産合計	91,933	評価・換算差額等	3,788
		その他有価証券評価差額金	3,788
		純資産合計	30,848
		負債純資産合計	91,933

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書 (2021年7月21日から2022年7月20日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		116,175
売上原価		92,484
売上総利益		23,691
販売費及び一般管理費		21,247
営業利益		2,443
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,299	
雑収入	502	2,802
営業外費用		
支払利息	67	
不動産賃貸費用	94	
貸倒引当金繰入額	84	
雑損失	108	355
経常利益		4,890
特別利益		
投資有価証券売却益	143	143
税引前当期純利益		5,033
法人税、住民税及び事業税	280	
法人税等調整額	775	1,055
当期純利益		3,978

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書 (2021年7月21日から2022年7月20日まで)

(単位: 百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		不動産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当事業年度期首残高	5,000	3,629	74	3,703	1,168	1,205	6,110	8,613	17,096
当事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△1,373	△1,373
当期純利益								3,978	3,978
不動産圧縮積立金の取崩						△7		7	-
自己株式の処分			68	68					
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)									
当事業年度中の変動額合計	-	-	68	68	-	△7	-	2,612	2,605
当事業年度末残高	5,000	3,629	143	3,772	1,168	1,198	6,110	11,226	19,702

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当事業年度期首残高	△1,474	24,325	3,114	3,114	27,440
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△1,373			△1,373
当期純利益		3,978			3,978
不動産圧縮積立金の取崩		-			-
自己株式の処分	59	128			128
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)			673	673	673
当事業年度中の変動額合計	59	2,734	673	673	3,407
当事業年度末残高	△1,414	27,060	3,788	3,788	30,848

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年9月6日

株式会社 内 田 洋 行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 成 島 徹
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 瀧 浦 晶 平
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社内田洋行の2021年7月21日から2022年7月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社内田洋行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年9月6日

株式会社 内 田 洋 行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 成 島 徹
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 瀧 浦 晶 平
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社内田洋行の2021年7月21日から2022年7月20日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年7月21日から2022年7月20日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、当該子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年9月7日

株式会社内田洋行 監査役会

常勤監査役 高井 尚一郎 ㊟

常勤監査役 秋山 慎吾 ㊟

常勤監査役
(社外監査役) 田村 泰博 ㊟

常勤監査役
(社外監査役) 住友 西次 ㊟

監査役
(社外監査役) 山田 章雄 ㊟

以上

第84期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連結計算書類の連結注記表	1 頁
計算書類の個別注記表	13 頁

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.uchida.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 17社

連結子会社はウチダ・オブ・アメリカCorp.、(株)内田洋行ITソリューションズ、ウチダエスコ(株)、(株)サンテック他13社であります。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社は、内田洋行オフィス設備（上海）有限公司であります。

非連結子会社10社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数 該当ありません。

(2) 持分法を適用した関連会社数 3社

持分法を適用した関連会社は、(株)陽光他2社であります。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社の名称等

主要な非連結子会社 内田洋行オフィス設備（上海）有限公司

主要な関連会社 (株)オーユーシステム

持分法を適用していない非連結子会社10社及び関連会社7社は、それぞれ当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、ウチダ・オブ・アメリカCorp.他2社を除き連結決算日と一致しております。当該連結子会社の決算日と連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結を行っております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等……………時価法

以外のもの

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法

③ 棚卸資産

- 商品及び製品……………主として移動平均法による原価法
(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- 仕掛品……………主として個別法による原価法
- 原材料及び貯蔵品……………主として最終仕入原価法による原価法
(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

- 1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備は除く）……定額法
- 2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物……………定額法
- 上記以外の有形固定資産 ……………主として定率法
- なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3年～50年
工具、器具及び備品	2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と見込販売有効期間（主として2年）に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を計上しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

主として文部科学省「GIGAスクール構想」案件の品質保証による将来の支出に備えるため、過去の事例や対応実績に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員に支給する賞与の当連結会計年度負担分について、支給見込額基準により計上しております。

④ 工事損失引当金

工事契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 在外子会社等の計算書類項目の本邦通貨への換算の基準

在外子会社等の資産及び負債ならびに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は「純資産の部」における「為替換算調整勘定」として計上しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社及び連結子会社は、公共関連事業分野、オフィス関連事業分野、情報関連事業分野の3事業分野にわたり幅広い事業活動を展開しており、主に国内の顧客に向け、多種多様な製品、商品及びサービスを提供しております。

① 商品及び製品の販売に関する収益認識

商品及び製品の販売については、財又は財に紐づけられるサービスに対する支配が主として一時点で顧客に移転します。商品及び製品の販売は、その大部分が日本国内からの出荷取引によるものであり、出荷から着荷までの期間が短いことから、顧客に対して商品及び製品を出荷した時に収益を認識しております。

また、商品及び製品の販売に紐づき一定規模の搬入・据付・組立等のサービスの提供が発生する場合には、主に各財及び各サービスの全てを一体の履行義務として認識し、顧客の検収行為等により支配が顧客に移転した時に収益を認識しております。

② 工事契約等に基づく収益認識

工事契約等の各種請負契約に基づく収益認識においては、顧客の検収行為により支配が顧客に移転した時に収益を認識しております。

ただし、工事等の部分の金額が一定金額以上でかつ、予定工期が一定期間を超える案件において、財又はサービスに対する支配が顧客に一定期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、主に各報告期間の期末日までに発生した実際原価が、予想される総原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

③ 運用支援、保守、システム利用料等に関する収益認識

ICTシステム等の運用支援サービス、保守サポートサービス、システム利用料等の収益認識において、主に財又はサービスに対する支配が一定期間にわたり顧客に移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定期間にわたり収益を認識しております。この場合の履行義務の充足に係る進捗度の測定は、契約期間の経過に基づいて行っております。

また、財又はサービスに対する支配が一時点で顧客に移転する場合には、顧客の検収行為により支配が顧客に移転した時に収益を認識しております。

取引の対価は履行義務の充足前に前受金として受領する場合を除き、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。また、顧客と約束した対価に変動対価が含まれる重要な取引はありません。顧客との契約は、通常単一の履行義務から構成されておりますが、複数の履行義務から構成されている場合には、財又はサービスの独立販売価格の比率に基づき、それぞれの履行義務に取引価格を配分しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段として、金利スワップ取引を行っており、借入金に係る金利変動リスクをヘッジ対象としております。

③ ヘッジ方針

金利スワップ取引は実需の範囲内で行っており、投機的取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、原則として発生時以降5年間で均等償却しております。ただし、金額が僅少なものは発生年度において全額償却しております。

なお、持分法適用会社についても、これに準じて処理しております。

(9) その他連結計算書類作成のための重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

譲渡制限付株式報酬制度

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役を支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

(重要な会計上の見積り)

(製品保証引当金)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

製品保証引当金 (流動負債) 549百万円

製品保証引当金 (固定負債) 1,106百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法、算出に用いた主要な仮定

主として文部科学省「GIGAスクール構想」案件の品質保証による将来の支出に備えるため、過去の事例や対応実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

品質保証による将来の支出の内容は、主として顧客からの問合せに対応する費用（以下、問合せ対応費用）、障害発生時に問題箇所の一次切り分けに要する費用（以下、障害一次切り分け費用）、稼働後に判明した今後の対応を予定している障害対応費用（以下、障害対応費用）であります。

品質保証による将来の支出は、過去の事例や対応実績等を基礎に、将来発生する費用を見積り、算定しております。

具体的には、問合せ対応費用は、過去の問合せ対応工数を基礎に、将来発生する作業費用を算定しております。障害一次切り分け費用及び障害対応費用は、①将来予想される工数に②工数当たりの単価を乗じて算定しております。

②翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の発生見込額は、主に過去の事例や対応実績を基礎に将来予想される問合せ対応費用、障害一次切り分け費用及び障害対応費用等を合理的に算出しておりますが、実際の発生金額と乖離が生じる可能性があります。

その場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において製品保証引当金を計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。これによる、連結計算書類への影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示、また、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、流動負債の「その他」に含めていた「未払金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産減価償却累計額 19,550百万円
2. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。
投資有価証券(株式) 1,933百万円
3. 担保に供している資産
受取手形及び売掛金 189百万円
同上に対する債務
支払手形及び買掛金 193百万円
4. 受取手形割引高 118百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 10,419,371株
2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当連結会計年度期首 株 式 数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株 式 数
普通株式	614,032	—	24,654	589,378

(注) 自己株式の減少株式数24,654株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

3. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2021年10月16日 定時株主総会	普通株式	1,373百万円	140円	2021年7月20日	2021年10月19日

(注) 1株当たり配当額には、特別配当50円が含まれております。

4. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年10月15日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,376百万円	140円	2022年7月20日	2022年10月18日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金については銀行借入れにより調達しております。また、一時的な余資については安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブについては、為替変動リスクや金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引開始時に信用調査を行うとともに取引先ごとの与信限度額を設定し、月次で取引先ごとの期日管理と残高管理を行っております。さらに、要注意の取引先については、信用状況を定期的に把握する体制としております。また、受取手形及び売掛金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、社内規程に従い、必要に応じて先物為替予約を利用してリスクをヘッジしております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して、保有状況を継続的に見直しております。

長期貸付金は、信用リスクに晒されておりますが、主に持分法適用会社に対するものであり、担保を設定しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金は、1年以内の支払期日のものであります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、社内規程に従い、必要に応じて先物為替予約を利用してリスクをヘッジしております。

また、支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金、借入金については、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、各部署からの報告に基づき経理部が月次で資金繰計画を作成、更新することにより管理する体制としております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、長期借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。また、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、その利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い国内の金融機関とのみ取引を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、「連結計算書類の作成のための基本となる重

要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (7) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要素を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年7月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	8,478	8,478	－
(2) 長期貸付金	578	578	－
資産計	9,056	9,056	－
(3) 長期借入金	100	97	△2
負債計	100	97	△2
デリバティブ取引	37	37	－

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、有価証券、支払手形及び買掛金、電子記録債権、未払金、短期借入金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	708
関係会社株式	1,933
合 計	2,641

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	8,380	－	－	8,380
債券（公社債）	－	97	－	97
資産計	8,380	97	－	8,478
デリバティブ取引	－	37	－	37

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
長期貸付金	－	578	－	578
資産計	－	578	－	578
長期借入金	－	97	－	97
負債計	－	97	－	97

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。債券は、主にスワップレート等を基に償還までの将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値により算定された金融機関から提示された価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(2) デリバティブ取引

為替予約の時価については、為替レート等の観察可能なインプットに基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付けを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	公共 関連事業	オフィス 関連事業	情報 関連事業	計		
一時点で移転される財	65,529	47,559	90,439	203,527	861	204,388
一定の期間にわたり移転される財	9,218	834	7,247	17,300	72	17,373
顧客との契約から生じる収益	74,747	48,394	97,687	220,828	933	221,762
その他の収益	—	—	—	—	93	93
外部顧客への売上高	74,747	48,394	97,687	220,828	1,027	221,856

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、教育研修事業、人材派遣事業、不動産賃貸事業等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (6) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	39,419
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	45,458
契約資産（期首残高）	1,144
契約資産（期末残高）	1,144
契約負債（期首残高）	11,789
契約負債（期末残高）	10,855

契約資産は、請負契約について報告期間の末日時点での進捗度に基づいて測定した履行義務の充足部分と交換に受け取る対価に対する権利のうち、債権を除いたものです。契約資産は、対価に対する当社の権利が当該対価の支払期限が到来する前に時の経過だけが要求される無条件な状態となった時点で債権に振替えられます。

契約負債は、顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、5,206百万円であります。また、当連結会計年度における契約負債の増減は、前受金の受取り（契約負債の増加）と、収益認識（同、減少）により生じたものであります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	7,752
1年超2年以内	4,549
2年超3年以内	3,331
3年超	2,650
合計	18,284

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,651円01銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 455円87銭 |

重要な後発事象に関する注記

記載すべき事項はありません。

企業結合に関する注記

(共通支配下の取引等)

(公開買付けによる株式の取得等について)

当社は、2021年12月3日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるウチダエスコ株式会社を当社の完全子会社とすることを目的として、同社の普通株式を金融商品取引法による公開買付けにより取得することを決議し、当該公開買付けは、2022年1月24日をもって終了しております。

その後、当社の連結子会社であるウチダエスコ株式会社は、2022年4月26日開催の臨時株主総会の決議に基づき、2022年5月31日を効力発生日として、株式併合（399,439株を1株に併合）を行っております。この株式併合により生じた1株に満たない端数について会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者である当社が取得し、ウチダエスコ株式会社を完全子会社としております。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 : ウチダエスコ株式会社
事業の内容 : ICTサービス事業、オフィスシステム事業、
ソリューションサービス事業

(2) 企業結合日

株式公開買付けによる取得 2022年1月28日 (みなし取得日 2022年1月21日)
会社法第234条第2項に基づく取得 2022年7月11日 (みなし取得日 2022年4月21日)

(3) 企業結合の法的形式

現金を対価とした株式取得

(4) 結合後企業の名称

変更はありません。

(5) 追加取得後の子会社株式の株券等所有割合

企業結合前の株券等所有割合 44.01% (間接所有分を含む)
株式公開買付け後の株券等所有割合 89.53%
会社法第234条第2項に基づく取得後の株券等所有割合 100.00%

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3. 追加取得した子会社株式の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

(会社法第234条第2項に基づく取得分を含む)

取得の対価	現金	8,313百万円
取得原価		8,313百万円

4. 非支配株主との取引に係る持分の変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

3,584百万円

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの…時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準及び評価方法…時価法
3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 商品……………移動平均法による原価法
(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 - 仕掛品……………個別法による原価法
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
 - 1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備は除く）……………定額法
 - 2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物……………定額法
 - 上記以外の有形固定資産……………定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6年～50年
工具、器具及び備品	2年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と見込販売有効期間（2年）に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を計上しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - (3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 製品保証引当金

主として文部科学省「GIGAスクール構想」案件の品質保証による将来の支出に備えるため、過去の事例や対応実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の当事業年度負担分について、支給見込額基準により計上しております。

(4) 工事損失引当金

工事契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生年度の翌事業年度から費用処理しております。

6. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、公共関連事業分野、オフィス関連事業分野、情報関連事業分野の3事業分野にわたり幅広い事業活動を展開しており、国内の顧客に向け、多種多様な製品、商品及びサービスを提供しております。

(1) 商品及び製品の販売に関する収益認識

商品及び製品の販売については、財又は財に紐づけられるサービスに対する支配が主として一時点で顧客に移転します。商品及び製品の販売は、その大部分が日本国内からの出荷取引によるものであり、出荷から着荷までの期間が短いことから、顧客に対して商品及び製品を出荷した時に収益を認識しております。

また、商品及び製品の販売に紐づき一定規模の搬入・据付・組立等のサービスの提供が発生する場合には、主に各財及び各サービスの全てを一体の履行義務として認識し、顧客の検収行為により支配が顧客に移転した時に収益を認識しております。

(2) 工事契約等に基づく収益認識

工事契約等の各種請負契約に基づく収益認識においては、顧客の検収行為により支配が顧客に移転した時に収益を認識しております。

ただし、工事等の部分の金額が一定金額以上でかつ、予定工期が一定期間を超える案件において、財又はサービスに対する支配が顧客に一定期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、主に各報告期間の期末日までに発生した実際原価が、予想される総原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

(3) 運用支援、保守、システム利用料等に関する収益認識

ICTシステム等の運用支援サービス、保守サポートサービス、システム利用料等の収益認識において、主に財又はサービスに対する支配が一定期間にわたり顧客に移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定期間にわたり収益を認識しております。こ

の場合の履行義務の充足に係る進捗度の測定は、契約期間の経過に基づいて行っております。

また、財又はサービスに対する支配が一時で顧客に移転する場合には、顧客の検収行為により支配が顧客に移転した時に収益を認識しております。

取引の対価は履行義務の充足前に前受金として受領する場合を除き、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。また、顧客と約束した対価に変動対価が含まれる重要な取引はありません。顧客との契約は、通常単一の履行義務から構成されておりますが、複数の履行義務から構成されている場合には、財又はサービスの独立販売価格の比率に基づき、それぞれの履行義務に取引価格を配分しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段として、金利スワップ取引を行っており、借入金に係る金利変動リスクをヘッジ対象としております。

(3) ヘッジ方針

金利スワップ取引は実需の範囲内で行っており、投機的取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

8. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(2) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

譲渡制限付株式報酬制度

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役等に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

(重要な会計上の見積り)

(製品保証引当金)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

製品保証引当金 (流動負債) 549百万円

製品保証引当金 (固定負債) 1,106百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法、算出に用いた主要な仮定

主として文部科学省「GIGAスクール構想」案件の品質保証による将来の支出に備えるため、過去の事例や対応実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

品質保証による将来の支出の内容は、主として顧客からの問合せに対応する費用（以下、問合せ対応費用）、障害発生時に問題箇所の一次切り分けに要する費用（以下、障害一次切り分け費用）、稼働後に判明した今後の対応を予定している障害対応費用（以下、障害対応費用）であります。

品質保証による将来の支出は、過去の事例や対応実績等を基礎に、将来発生する費用を見積り、算定しております。

具体的には、問合せ対応費用は、過去の問合せ対応工数を基礎に、将来発生する作業費用を算定しております。障害一次切り分け費用及び障害対応費用は、①将来予想される工数に②工数当たりの単価を乗じて算定しております。

②翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の発生見込額は、主に過去の事例や対応実績を基礎に将来予想される問合せ対応費用、障害一次切り分け費用及び障害対応費用等を合理的に算出しておりますが、実際の発生金額と乖離が生じる可能性があります。

その場合、翌事業年度以降の計算書類において製品保証引当金を計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の計算書類への影響はありません。また繰越利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において「流動資産」に表示していた「受取手形」及び「売掛金」は、当事業年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示、また、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権または金銭債務(区分掲記除く。)

短期金銭債権	2,614百万円
短期金銭債務	8,103百万円
長期金銭債務	29百万円

2. 有形固定資産減価償却累計額 14,011百万円

3. 債務保証

ウチダスペクトラム㈱(営業債務)	7,563百万円
内田洋行グローバル㈱(営業債務)	12百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	13,395百万円
営業費用	33,019百万円
営業取引以外の取引高	4,515百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数
普通株式	608,742	—	24,654	584,088

(注) 自己株式の減少株式数24,654株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	1,478百万円
投資に係る評価減	863百万円
減価償却費	565百万円
減損損失	561百万円
製品保証引当金	506百万円
賞与引当金	352百万円
貸倒引当金	167百万円
商品評価減	82百万円
その他	428百万円
繰延税金資産小計	5,006百万円
評価性引当額	△ 1,671百万円
繰延税金資産合計	3,334百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 1,572百万円
前払年金費用	△ 684百万円
不動産圧縮積立金	△ 528百万円
その他	△ 2百万円
繰延税金負債合計	△ 2,786百万円
繰延税金資産の純額	547百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1%
住民税均等割	0.6%
評価性引当額	1.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 12.5%
税額控除による影響額	△ 0.4%
その他	△ 0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.0%

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ウチダエスコ株式会社	所有 直接 100.0	商品の仕入	商品の仕入 (注)1	百万円 6,666	買掛金	百万円 572
						電子記録債務	1,821
			資金の借入	資金の借入 (注)2	5,006	短期借入金	5,006
				利息の支払	6	—	—
子会社	ウチダスペクトラム株式会社	所有 直接 96.9	商品の仕入	商品の仕入 (注)1	6,651	買掛金	3,060
			資金の援助	債務保証 (注)3	7,563	—	—
				貸付金の回収	200	短期貸付金	4,300
子会社	株式会社内田洋行ITソリューションズ	所有 直接 89.7 間接 10.3	資金の借入	資金の借入 (注)2	1,313	短期借入金	2,646
				利息の支払	13	—	—
			株式の取得	子会社株式 の取得 (注)4	1,135	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 商品の仕入等については、市場価格を勘案し交渉のうえ価格を決定しております。
2. 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を決定しております。また、資金の借入の取引金額は、貸付の純額を記載しております。
3. ウチダスペクトラム株式会社の仕入取引から生じる債務に関するものであります。
4. グループ内組織再編に伴い、子会社ウチダエスコ株式会社の株式を取得しております。同社の株式の取得については、2021年12月3日開催の取締役会の決議に基づき、公開買付けの方法により同社普通株式を1株当たり4,130円で取得しております。

2. 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
		%			百万円		百万円
役員	大久保 昇	被所有 直接 0.36	当社代表取締役 社長	金銭報酬債権の現物 出資に伴う自己株式 の処分(注)	47	—	—
役員	菊池 政男	被所有 直接 0.12	当社取締役	金銭報酬債権の現物 出資に伴う自己株式 の処分(注)	21	—	—
役員	宮村 豊嗣	被所有 直接 0.13	当社取締役	金銭報酬債権の現物 出資に伴う自己株式 の処分(注)	25	—	—
役員	林 敏寿	被所有 直接 0.11	当社取締役	金銭報酬債権の現物 出資に伴う自己株式 の処分(注)	17	—	—
役員	小柳 諭司	被所有 直接 0.08	当社取締役	金銭報酬債権の現物 出資に伴う自己株式 の処分(注)	17	—	—

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、自己株式の割当てによるものであります。

収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,136円49銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 404円93銭 |

重要な後発事象に関する注記

記載すべき事項はありません。